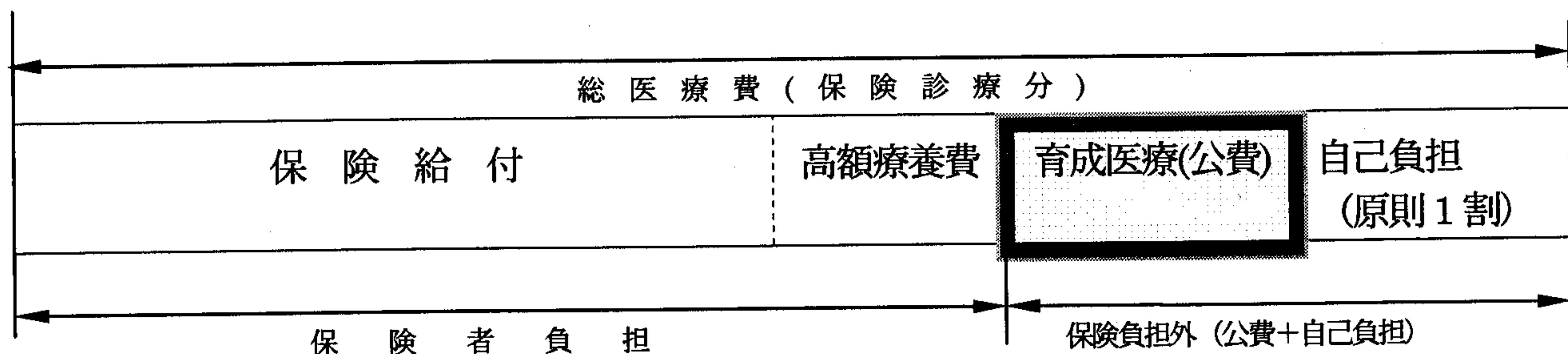


☆☆ 育成医療給付制度のご案内 ☆☆

平成 22 年 4 月
新潟県福祉保健部健康対策課

身体に障害のある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童(18 歳未満)で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に治療効果が期待できるものに対して、指定育成医療機関で治療した医療費の一部を助成します。



1 対象となる方

新潟県内の市町村(新潟市を除く。※1)に居住する 18 歳未満の児童で、身体に障害のある方、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある方で、指定医育成医療機関(※2)における手術等の治療によって、その障害の除去・軽減が見込まれる方が対象です。

ただし、市町村民税(所得割)が 23 万 5 千円以上の世帯の方は、原則として対象外(※3)です。

※1 新潟市内の方は、新潟市役所で助成します。詳しくは、各区役所にお問い合わせください。

※2 新潟県内の指定育成医療機関は指定更生医療機関と同一です。詳細は申請窓口で確認願います。

※3 高額治療継続者(「重度かつ継続」)に該当する場合は対象となります。詳細は「3 育成医療の自己負担」の後段の説明をご覧ください。

2 給付の対象となる障害区分と主な医療(例示)

下記の疾患以外でも対象となることがありますので、指定医療機関の医師に相談してください。

障害区分	主な医療(例示)
視覚障害	○白内障、先天性緑内障、眼瞼欠損、斜視など → 手術等
聴覚平衡機能障害	○先天性耳奇形 → 形成術(聴覚平衡機能障害の除去・軽減する手術等であること) ○高度難聴 → 人工内耳埋込術
音声・言語・ そしゃく機能障害	○口蓋裂等 → 形成術 ○唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって、鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者 → 歯科矯正
肢体不自由	○先天性股関節脱臼、内反足、斜頸、多(合)指(趾)症、脊椎側彎症、水頭症、くる病(骨軟化症)等に対する関節形成術、関節置換術、及び義肢装着のための切断端形成術など
内部障害	
心臓	○先天性心疾患 → 弁口、心室心房中隔に対する手術 ○後天性心疾患 → ペースメーカー埋込み手術 ◎心臓移植後の抗免疫療法
腎臓	◎腎機能障害 → 人工透析療法、

腎臓	◎腎移植術(抗免疫療法含む)
小腸	◎中心静脈栄養法
肝臓	◎肝臓移植後の抗免疫療法
免疫	◎抗HIV療法、免疫調節療法、その他HIV感染症に対する治療
その他の先天性内臓障害	○先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂、停留精巣(睾丸)、漏斗胸など → 尿道形成、人工肛門の造設などの外科手術

※ ◎は、疾病、症状等から高額治療継続者に該当するもの。

3 育成医療の自己負担

原則として総医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されています。(中間所得層の負担上限月額は平成21年4月1日~平成24年3月31日までのもの。)

	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税 保護者収入≤80万円	市町村民税非課税 保護者収入>80万円	市町村民税(所得割) <3万3千円	3万3千円≤ 市町村民税(所得割) <23万5千円	23万5千円≤ 市町村民税(所得割)
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限月額 2,500円	低所得2 負担上限月額 5,000円	中間所得1 負担上限月額 5,000円	中間所得2 負担上限月額 10,000円	一定所得以上 公費負担対象外
			「重度かつ継続」 中間所得1 負担上限月額 5,000円	「重度かつ継続」 中間所得2 負担上限月額 10,000円	「重度かつ継続」 一定所得以上 負担上限月額 20,000円

高額治療継続者(上記「重度かつ継続」)の範囲については以下のとおり。

- ① 疾病、症状等から対象となる者(「2 給付の対象となる障害区分と主な医療」で◎表記したもの)
 - ・ 腎臓機能障害のうち人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法の方
 - ・ 小腸機能障害のうち中心静脈栄養法の方
 - ・ 心臓機能障害のうち心臓移植術後の抗免疫療法の方
 - ・ 肝移植術後の抗免疫療法の方 ・ 免疫機能障害の方
- ② 疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - ・ 申請前の12か月間において、高額療養費の支給を3回以上受けられている方

4 申請手続

治療開始前に申請してください。なお、手続きが遅れた場合は、医療費の助成が受けられないことがありますのでご注意ください。

(1) 申請窓口：申請者(保護者)の居住地を管轄する地域振興局健康福祉(環境)部または新潟市内の各区役所

(2) 申請に必要なもの 新潟市在住の方は、新潟市内の各区役所に確認願います。

① 自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書

地域振興局健康福祉(環境)部または新潟市内の各区役所にあります。

申請書には、病院、診療所のほか、通院で調剤薬局を利用する場合の薬局名等も記載してください。

- ② 自立支援医療(育成医療)意見書
指定育成医療機関の医師に記入してもらってください。
- ③ 市町村民税額等が確認できる書類
受診者(対象児童)と同じ医療保険加入者のものが必要です。詳しくは「5 市町村民税額等が確認できる書類」を参照してください。
- ④ 保険証 国民健康保険加入者の場合は世帯全員のもの
健康保険の場合は受診者(対象児童)と被保険者のもの
- ⑤ 世帯全員の住民票(国民健康保険加入者の場合)
- ⑥ 発行済みの受給者証(再認定の場合)
- ⑦ 印鑑 申請書に申請者本人が記入、署名する場合は、印鑑は不要です。

(3) 給付の決定・自己負担額の決定

有効期限3か月までを原則として給付を決定します。給付決定した場合、育成医療受給者証及び自己負担上限額管理票を交付しますので、医療機関の窓口で提示してください。

(4) 自己負担額の支払い

原則として、治療費の1割が自己負担額(※4)です。また、入院時の食事療養費(標準負担額)は自己負担となります。※4 自己負担額は、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されています。

(5) その他

- ① 受給者証を紛失した場合や、受給者証の記載事項に変更が生じた場合は、申請窓口まで連絡してください。
- ② 子どもの医療費助成制度などと併用でき、自己負担額が還付されることがあります。市町村役場にお尋ねください。

5 市町村民税額等が確認できる書類

医療機関窓口で支払う自己負担額の上限額を決定するために必要です。

世帯構成や医療保険の加入状況、住宅借入金等特別税額控除の有無によって必要な書類が異なりますので、どなたの、どの書類が必要になるのか、申請窓口で相談してください。

	必要な書類(例示)
市町村民税課税世帯	①所得額が記載されている市町村民税の通知書、証明書 ②確定申告書(控)または源泉徴収票 ※市町村民税の住宅借入金等特別税額控除を受けている場合、下記の書類が追加で必要となります。 ・住宅借入金等特別税額控除申告書(控) (①で住宅借入金等特別税額控除額が確認できる場合は不要です。)
市町村民税非課税世帯	・所得額が記載されている市町村民税の通知書、証明書 市町村民税が非課税であることと、所得額を確認します。 ・特別児童扶養手当認定書、障害年金証書等
生活保護世帯	・生活保護決定通知書、証明書等

なお、特別な申告をすることなく住宅借入金等特別控除を受けており、上記の書類から控除額が確認できない場合、市町村に照会いたします。

また、提出いただく市町村民税の通知書、証明書の年度は次のとおりですので注意願います。

- ・治療開始日が平成21年7月～平成22年6月の場合 → 平成21年度のもの
- ・治療開始日が平成22年7月～平成23年6月の場合 → 平成22年度のもの

この事業に関する問い合わせは

お住まいの市町村を担当する地域振興局健康福祉(環境)部(保健所)地域保健担当
 または新潟県福祉保健部健康対策課母子保健係 電話 025-280-5197

H22.4.1現在

住所地	申請窓口	郵便番号	所在地	電話番号
村上市、関川村、粟島浦村	村上地域振興局 健康福祉部	958-0864	村上市肴町10-15	0254-53-8369
新発田市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町	新発田地域振興局 健康福祉環境部	957-8511	新発田市豊町3-3-2	0254-26-9132
五泉市、阿賀町	新潟地域振興局 健康福祉部	956-0032	新潟市秋葉区南町9-33	0250-22-5174
三条市、加茂市、燕市、 弥彦村、田上町	三条地域振興局 健康福祉環境部	955-0046	三条市興野1-13-45	0256-36-2292
長岡市、見附市、出雲崎町	長岡地域振興局 健康福祉環境部	940-0861	長岡市川崎町2711-1	0258-33-4931
小千谷市、魚沼市	魚沼地域振興局 健康福祉部	946-0004	魚沼市大塚新田116-3	025-792-8612
南魚沼市、湯沢町	南魚沼地域振興局 健康福祉環境部	949-6623	南魚沼市六日町620-2	025-772-8137
十日町市、津南町	十日町地域振興局 健康福祉部	948-0054	十日町市高山857	025-757-2401
柏崎市、刈羽村	柏崎地域振興局 健康福祉部	945-0053	柏崎市鏡町11-9	0257-22-4112
上越市、妙高市	上越地域振興局 健康福祉環境部	943-0807	上越市春日山町3-8-34	025-524-6132
糸魚川市	糸魚川地域振興局 健康福祉部	941-0052	糸魚川市南押上1-15-1	025-553-1933
佐渡市	佐渡地域振興局 健康福祉環境部	952-1555	佐渡市相川二町目浜町 20-1	0259-74-3403
新潟市	新潟市内の各区役所			

※ 新潟市在住の方は、新潟市内の各区役所にお問い合わせください。

